

声 明

福島県人事委員会は、本日、月例給について民間給与との較差0.08%、297円を埋めるため、初任給を中心に、若年層に重点を置いて給料月額を引上げ、一時金の支給月数を0.1月引上げる勧告を行った。

月例給、一時金ともに4年連続での引上げ勧告ではあるが、当初から求めた給与構造改革以前の水準の回復には程遠く、世代間格差、人材確保、共済負担額増加による実質賃金減少、何より復興の中核を担う職員への配慮が微塵も感じられない。また、連合福島の春闘結果からすれば民間給与との較差が低すぎることで、給料表改定は1～7級であるが、4～7級は職員がほとんど分布していない下位号給に配分したため、中堅層以上の職員は引上げがないことなど、復興・創生に向け全力で取り組んでいる県内公務員労働者の期待を裏切る勧告と言わざるを得ない。さらに、一時金については国との0.05月分の較差が解消されなかったこと、引上げ分を育児休業者等に支給されない勤勉手当に配分したことは、極めて遺憾である。

一方、人事管理の課題に関する報告では、長時間労働の是正について、必要な人員の確保に加え、新たに「管理職員による効果的・能率的なマネジメントの強化」に言及したことは評価できる。しかし、勤務時間管理や上限規制などを含めた具体策に踏み込まなかったこと、教職員の長時間労働について、「教育委員会の動きを注視」にとどまったことは不満である。

また、職員の健康保持について、ストレスチェックの分析結果を活用した職場環境改善とともに、「管理監督者がメンタルヘルス不調の未然防止に努める必要」とした姿勢は一部評価できるが、真に実効性のある具体策とは言えず、県内の公務職場におけるメンタルヘルス対策が喫緊の課題とした我々の要求からみれば不十分と言わざるを得ない。

不満や課題がある勧告ではあるが、県公務員共闘は今後、県当局に対し給与改定勧告の早期完全実施を求めていく。また、全職員に引上げ効果のある給与改定、退職手当削減阻止、業務量に見合う人員の確保と労働時間の短縮、雇用と年金の接続、男女共生社会の実現、実効性のあるメンタルヘルス対策、臨時・非常勤職員の賃金・処遇の改善など、要求前進に向け、2017秋季確定闘争を全力で取り組むこととする。

2017年10月3日

福島県公務員労働組合共闘会議
議長 今野 泰